

### 様式第一号の三（第一百七十二条の二関係）

(裏面)

(表 面)

注意事項

- 一 この証によつて特定介護老人福祉施設に入所中に食事の提供を受ける場合に支払う特定標準負担額は、別に厚生大臣が定める減額された額になります。
- 二 被保険者の資格がなくなつたとき、減額認定の条件に該当しなくなつたとき、減額認定証の有効期限に至つたとき又は特定介護老人福祉施設を退所したとき（引き続き、他の指定介護老人福祉施設に入所する場合を除く。）は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 三 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。
- 四 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

| 介護保険特定期額認定証<br>(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証) |                |                |  |  |    |     |
|--|----------------|----------------|--|--|----|-----|
| 交付年月日                                    |                | 平成 年 月 日       |  |  |    |     |
| 被保険者                                     | 番号             |                |  |  |    |     |
|  | 住所             |                |  |  |    |     |
|  | フリガナ           |                |  |  |    |     |
|  | 氏名             |                |  |  |    |     |
|  | 生年月日           | 明治・大正・昭和 年 月 日 |  |  | 性別 | 男・女 |
|  | 適用年月日          | 平成 年 月 日から     |  |  |    |     |
|  | 有効期限           | 平成 年 月 日まで     |  |  |    |     |
| 減額認定期項                                   |                |                |  |  |    |     |
| 保険者及び<br>被保険者の印                          | 番号<br>保険及<br>称 |                |  |  |    |     |

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

○厚生省告示第六十二号  
介護保険法(平成九年法)  
四十八条第二項第二号に規定  
平成十二年三月十四日  
介護保険法第四十八条第  
介護保険法第四十八条第  
の表の上欄に掲げる者の区

外護保険法（平成九年法  
第十八条第二項第二号に規  
定する。）

厚生大臣 丹羽 雄哉

| 厚生省告示第六百三十三号                          |  | 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 |    |
|---------------------------------------|--|--|----|
|                                       |  | 平成十二年三月十四日   |    |
|                                       |  | 厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合   |    |
| 厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合は、次の表のとおりとする。 |  | 厚生大臣 丹羽 雄哉   |    |
| 一                                     | 二  | 旧措置入所者の所得の区分   | 割合 |
| 一                                     | 二の項から四の項までに掲げる者以外の者                                  | 百分の九十  |    |
| 二                                     | その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が<br>指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年<br>度 | 百分の九十。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる割合とす<br>る。   |    |